

令和5年7月7日
北九州市建設局

報道関係各位

歩くだけではもったいない！道路の主役は君だ！

～「北九州市の歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の手引き」を作成しました～

新型コロナによる制約が緩和されてきた今、改めて、道路空間を活用した賑わいづくりに取り組みやすいよう、本制度の手引きを作成しましたのでお知らせします。

「道路空間を街の活性化に活用したい」、「歩道にテーブルやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にしたい」といった道路への新しいニーズに対応するため、“ほこみち”制度が創設されております。

北九州市では、これまで道路空間を活用した街の賑わいづくりを可能とする「国家戦略道路占用事業」制度（道路法の特例）でエリアマネジメントを実施してまいりましたが、この“ほこみち”制度では、一定の要件に合致する場合、誰もが特例によらず道路空間を活用することが可能となります。



利便増進誘導区域

ほこみち制度の手引きは
市 HP からダウンロードできます



【問い合わせ先】

KITAKYUSHU



HOKOMICHI

制度概要、相談について

建設局道路計画課 合屋、柴田
093-582-3888

占用物、占用基準について

建設局管理課 富永、佐野
093-582-2271